

## 令和6年皆野町農業委員会第10回定例総会議事録

1. 開催期日 令和6年10月24日（木）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

| 番号 | 氏名    | 備考 | 番号  | 氏名   | 備考 |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1  | 齊藤三恵子 | 出席 | 11  | 小池幹夫 | 出席 |
| 2  | 野澤辰雄  | 出席 | 12  | 横田和子 | 出席 |
| 3  | 東光義   | 出席 | 13  | 高橋健一 | 出席 |
| 4  | 大瀨英一  | 出席 | 14  | 長島徳治 | 出席 |
| 5  | 浅見寿太郎 | 出席 | 皆野  | 丸山眞守 | 出席 |
| 6  | 四方田順造 | 出席 | 国神  | 柴崎孝夫 | 出席 |
| 7  | 葦原義人  | 出席 | 金沢  | 田中輝雄 | 出席 |
| 8  | 新井義虎  | 出席 | 日野沢 | 山本丈示 | 出席 |
| 9  | 武内初代  | 出席 | 三沢  | 田島一男 | 出席 |
| 10 | 四方田克己 | 出席 |     |      |    |

### 7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

### 8. 事務局 三橋博臣、井上裕太

### 9. 会議の概要

浅見会長

皆さん、こんにちは。今お話がありましたように、なかなか天気が安定してきませんけれども、もうすぐ11月の声が聞こえるわけですが、11月になったら11月になったような天気になってもらえるといいなというふうに思っています。

今日は、全員の皆様にご出席をいただきました。また、時間も定刻よりも早い時間にはいつものようにお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。幾つか議案のほうもあるようですので、慎重審議をいただきまして、スムーズに進行できればと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続いて、次第3、議案に入ります。

議案につきましては、農業委員会会議規則に基づきまして、浅見会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

浅見会長

それでは、またしばらくの間よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年皆野町農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

2番、野澤辰雄委員

3番、東光義委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人は、

2番、野澤辰雄委員

3番、東光義委員にお願いをいたします。

それでは、議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。

番号1について審議します。

|                |                                                                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。                                                                                                                                                                |
| 事務局            | (事務局朗読)                                                                                                                                                                                      |
| 浅見会長           | 農業委員として、地区担当の3番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。<br>東委員。                                                                                                                                            |
| 3番<br>東委員      | 今月の21日、事務局の井上さんと申請場所を見てきました。場所は、この地図にあるとおり、〇〇〇を〇〇のほうに下りていってもらって、踏切を渡って10メートルぐらいすると町道がありますので、それを右折して七、八十メートル行った突き当たりです。この踏切寄りに10メートルぐらい行ったところかな。そこが申請地です。見たところ、何の問題もないようです。ひとつご審議のほどよろしく願います。 |
| 浅見会長           | 農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の丸山眞守委員も現地確認をしていると思いますが、本件に対して何かご意見がございましたらお願いいたします。<br>丸山委員。                                                                                                           |
| 皆野区域担当<br>丸山委員 | 私も先日現地を確認させていただきました。確認したところ、大分管理がされていなくて、本年については草刈りもしていないような状況に見受けられました。また、譲受人がすぐ隣接する方ということで、今後譲受人にちゃんと農地を管理していただければと思うので、ご審議のほどよろしく願います。                                                    |
| 浅見会長           | それでは、これより本件に対する審議を行いたいと思います。<br>質疑がございましたらお願いいたします。特にありませんか。                                                                                                                                 |
| 出席委員           | (なしの声あり)                                                                                                                                                                                     |
| 浅見会長           | それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。<br>本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。                                                                |
| 出席委員           | (委員の挙手)                                                                                                                                                                                      |

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。  
続いて、番号2について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の4番、大濱英一委員に対象農地の状況について説明を求めます。  
大濱委員。

4番  
大濱委員

10月18日夕方ですが、井上さんと一緒に現地確認に行ってみました。写真にあるとおり草ぼうぼうで、もうどうにもならないような状況の写真があると思いますけれども、そんな状況の中で畑になっております。

現地なのですけれども、新しい橋ができたと思うのですけれども、そこと〇〇〇〇の間に入って行って真っすぐの道、〇〇〇〇方面に行く道なのですけれども、途中で〇〇〇〇があったり、通り過ぎてしまうと〇〇〇〇という、その道の間接地に道がありまして、〇〇〇〇さんの家と〇〇〇〇さんの家の間に2メートル道路がここはありまして、現地になっております。ここに入って行って、ここに栗を作付するという状況のお話です。何ら問題ないと思います。

その前に、〇〇〇〇さんの家と〇〇〇〇さんの家、〇〇〇屋さんがあると思うのですけれども、その裏側になって日陰になると思いますので、家の日陰になる土地だと思いますので、北側の土地だと思います。栗を植えても問題ないのかなと。日照権とか、そういう問題はないと思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の丸山眞守委員も現地確認をしていると思いますが、何かご意見ございましたらお願いいたします。

皆野区域担当  
丸山委員

私も現地のほうを確認させていただきました。先ほど大濱委員のほうがおっしゃったとおり、大分農地としては荒れてきております。こ

のままあと数年すれば大分ひどい状態になろうかと思いますので、できましたら農業に意欲のある方がちゃんと管理していただいたほうがよろしいかと思います。よろしく願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。  
横田委員。

1 2 番  
横田委員

譲受人の〇〇〇〇さんって農地を全然お持ちではないのですか。これを見るとそうなのですけども、10ページで農作業に従事するというので、作業歴が20年というのは、これはどこかお借りしてやっていたのですか。

浅見会長

事務局。

事務局

この農作業歴20年の関係につきましてなのですが、義理の親御さんが畑を持っていて、その手伝いをされているということで、その手伝いをしている年数になろうかと思います。

浅見会長

ほかに何かございますか。よろしいですか。  
特になければ、質疑のほうは以上ということにさせていただいて採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。  
続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。  
番号1について審議します。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局         | (事務局朗読)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 浅見会長        | 農業委員として、地区担当の11番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。<br>小池委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 11番<br>小池委員 | 10月21日に事務局の井上さんと現地を確認してまいりました。地図は次の16ページ、県道〇〇〇線というがありまして、〇〇の信号というのがありますが、それから600メートルほど〇〇方面に向かった県道の左側でございます。<br>場所は、先ほど事務局の井上さんから説明がありましたが、17ページの図面のとおりなのですけれども、県道に面して自宅があって、その南側に農地を転用してご自宅を建てるとのことなのですけれども、かなり現在の家の敷地も広くて、今度の〇〇〇というのを分筆して293㎡で自宅を新築なさるとのことなのですけれども、近隣の農地に対する影響というのもほとんど考えられませんので、問題ないというふうに判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 浅見会長        | それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。<br>横田委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 12番<br>横田委員 | 現在の〇〇〇の住んでいる自宅というのは今後どうするんですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局         | 今後の住宅につきましては、今現在聞いている内容としますと、新しい住宅建築後も残すというような話で聞いております。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 12番<br>横田委員 | そうすると、新しいところは新しいところで自己用住宅の新規という形になるのですけれども、この今まで住んでいるところと合わせてという敷地拡張になるのではないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局         | そうですね。そうすると既存の宅地との拡張になるので、敷地拡張のほうが転用理由としてはよろしいのかなと思いますので、そこは相手方と詰めさせていただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                        |

12番  
横田委員

ただ、今住んでいる〇〇〇の面積が結構広そうではないですか。それプラス新規の敷地拡張にしまうとやっぱりちょっと無理があるのかなというので、そこは目をつぶって新規の住宅でいいかなんていうふうにも思ったのですけれども、この辺はどうですか。特に県のほうには確認していないのですか。

事務局

補足させていただいてもよろしいですか。この関係は、実は昨年からご相談いただいていたしまして、公図を見ていただくと、〇〇〇—〇が隣にあるかと思うのですけれども、こちらにも一部、ちょっと詳細は分からないのですけれども、車庫とカーポートがございます。ここも農地なのです。そういった状況から、そっちのほうも是正するというのはもうマストだよという話で話が進んでいます。

その当時、地権者さんから聞いた話は、今の建物も古くなっているので、取り壊すというふうに聞いていたのです。要は自宅の庭のところの部分に少しはみ出してしまう部分に農地を転用して家を建てるということで聞いていました。その後、測量会社さんも入ってきてまして、一応農家住宅として捉えて、そうすると1,000なのですから、是正の部分も合わせると1,000を超えてしまうと。それは少し県ともやむを得ないだろうということで話は聞いていました。いざ上がってきましたところ、専用住宅ということで今回の形状になったところでございまして、事前にもう内容等は県とも共有させていただいております。

なので、おっしゃるとおり、ちょっと面積は大きいのですが、まだ県のほうからも、この申請自体は送ったのですけれども、ちょっと話は来ていけませんので、今月の総会で上げるところにちょっと間に合わなかったところはあるのですが、ちょっと面積が大きいのはやむを得ないところだろうということは県とも話をしています。さっき言ったように、違反している部分もございますので、そこは今後是正しますと。そこは農振に当たっているので、除外からなのですから、そういった手続をしますよということで、顛末といいますか、誓約書を求めるということで、相手方にも話をして、今その請求をかけているところですよ。

なので、確かに面積の広い部分というのはありまして、ただ今回分筆してくるところは実際当初からもう物が建っていたのです、離れみたいなものが。それを壊して、ある程度更地にして応じながらやっておりますので、その辺を加味しまして、今後県ともよく協議の上、手続的に必要なものは求めていきたいなと思っています。

1 2 番  
横田委員

高齢って、お幾つなのですか。これからこれだけのものを維持していくのかなと。

事務局

ちょっとすぐ年齢が出てこなくて申し訳ないのですけれども、ちょっと体が不自由といいますか、ちょっと言いづらいところなのですけれども、ちょっと不自由はあって、古い家だとちょっと大変だというような話を聞いていまして、本人からもそういった話はちょっと聞いております。

1 番  
齊藤委員

家族構成とかは分かっているのですか。

事務局

奥さんと住んでいるというのは確認しているのですけれども、申請者以外の世帯員等までは求めているので。

1 2 番  
横田委員

そうすると、今回この申請でオーケーですよというふうに出してしまうと、今検討している話というのはどうになってしまうのですか。

事務局

考えられるのは、ここでの結果もあるのですけれども、県に進達しますので、そこで県の判断、県のほうで、これでよしとするか、それとも補正ということで、こういうものを求めますとか、もっと適正な規模でという話にもなるかと思います。ですので、農業委員会としては許可相当か不許可相当かというところをご判断いただいて、その結果に基づいて県に上げて、県のほうで審査いただくようになろうかなと思います。

こちらで一応書類的には一通り法定添付のようなものというのそろっていますので、受け付けないというわけにはいかないと思うのです。なので、ここで審議した上で、農業委員会としての意見をつけてというところの意見で、今の話を参考にどういうふうにつけるかした上で県のほうに進達をして、県のほうの判断で必要なものを求めていくようになろうかなと。

前も多分不許可案件とかがあったと思うのですけれども、そのときも結局書類的には不備がないわけではないのですか。ですので、上げて、最終的には県のほうの判断で、そのときは書類もそろっているの、不許可にできないということで許可になっていたかと思いますので、最終的な許可権者であります県のほうの判断に委ねる部分になってしまうのかなと。

1 2 番  
横田委員

ただ、今回の申請で、ここだけのことを考えるとそのまま通してしまっていていいと思うのです。ただ、今のお話をいろいろ聞くと、〇〇〇プラス〇〇〇—〇に車庫とか、そういうのもあったりすると、農家用住宅でもちょっと1, 0 0 0は超えると。ただし、そこの若干の増えたものはいいいでしょうということになりますよね。その場合には、敷地拡張ということで行くわけではないですか。そのやり方をどういうふうに農業委員会として判断するかですよね。自己用住宅だけで行ってしまうか、もしくはそういうふうに例えば是正をかけて、その車庫とかのところの始末書とか、いろいろつけてやっていくかというやり方だと思うのですけれども、ぱっと見、これで必要な自己用住宅でもいいような気がするのですけれども、いろいろ話を聞いてしまうと、この〇〇〇—〇の始末書もつけなければいけないし、今回の申請のところは壊していただくということなので、そこはそれでいいのかなと思うのですけれども、高齢なので、何か快適な生活をしたいということで、この申請のみでいいような気もするけれども、ただいろいろ話を聞いてしまうと、全体を通してやったほうがいいのかなというふうにも思うのですけれども。

1 1 番  
小池委員

自分の自宅もこんなようなケースで、実際には造ったのですけれども、この〇〇〇の今住んでいるところは居住しない、壊しませんということなのですから、近いうちに壊しますという確約か何か、確認を取れば問題はないわけでしょう、例えば。

1 2 番  
横田委員

家があるかないかという問題よりも、宅地と新しいものを足すと、もう住宅ではちょっと難しい。農家用住宅でいくとまあまあいいだろうというふうになると思うのですけれども、この1つの今の申請か、もしくは全体を通しての書類を全部作り上げて再申請するかということではないでしょうか。

事務局

一応県とも前から相談させていただいていた部分で、まずは是正の部分というところの前に、農地転用をかけることの可否については、それはやむを得ないということで聞いています。ですので、分けて、農地転用の許可手続は進めていいということで聞いています。

是正の関係のところなのですけれども、面積的なところもあるので、ちょっと変な切り方にはなりますけれども、使っている部分だけ切って、1, 0 0 0になるべく近づけるようにという話を県とも話をしたのですけれども、その中で県のほうは、無理くりやるのではなくて、超

えてしまうのはやむを得ないので、ちゃんと是正ができるようにというニュアンスでいただいています。ですので、ある種1,000㎡が基準になると思うのですが、そこがちょっと超える部分と。少しが理想なのですが、超える部分については、県とも少し話し合はさせてもらっています。

浅見会長

なかなか面積的なこともあるので、難しいところではあると思いますが、取りあえずこの総会でどういう形を取るかということが今日は必要かなと思うので、今言われたように、例えば条件をつけるとかというのもしかしてあるのかもしれませんが、その辺を含めて、これは事務局的には、書類上は揃っているから、ここで一旦結論を出すということですよ。

事務局

そうですね。今回の案件について、ここに住宅を建てることについての許可、不許可の部分のご審議はいただきたいと思います。先ほど申し上げたように、是正部分もございますので、そこについてはちゃんと一筆出しなさいということで今指導しているところになりますので、そういったものをちゃんとそろえた上で県のほうには進達を結果に関してはしようと思っています。

12番  
横田委員

そうすると、〇〇〇—〇の車庫になっているところは農振のところではないですか。かなり先に行ってしまうではないですか、手続上。

事務局

そうですね。農振除外からですと、農地転用まで大体1年ぐらい見てもらうことになると思いますので、次が2月の農振除外になるので、2月にかけて、そうすると来年度の早くて秋頃とか、その秋頃の案件になってくるのかなと思います。

浅見会長

なかなか難しいところではありますが、まだ疑問点等あればお受けしたいと思いますが。

今ちょっと話が事務局からも出ましたけれども、是正することを進めている、あるいは指導しているということであるとして、ここで許可相当という結論を仮にこの件について出したとして、例えば家を建て始めるとするのは、その是正が済んでからでなければ建てられないということになりますか。

事務局

今ちょっと担当とも話をしたのですが、農振に入っている〇〇〇—〇、今現在違法転用の形になっているところの是正は引き続き求めて

いくと。ただ、県のほうとすると、その是正を求める件と今回の農地転用は切り分けて考えて、それぞれ手続を進めるべきというのが県の考え方ということなので、是正は是正、今回の農転は農転と。ただし、実際そういう農地転用の許可が出ている中で違法転用の現実がありますので、そこについては是正を確約するような書き物を今要求しているというような状況です。

浅見会長

というような今の説明、補足説明になるかもしれませんが、説明をいただいたのですが、そのことも踏まえて、皆さんのほうからまだもし疑問点、ご意見等ありましたらお受けしたいと思いますが、もしなければ、この今出てきた件については出てきたことで判断をするというお話ですので、これはこの出てきた形で判断をしていくということになるかと思いますが。どうでしょうか。

1 2 番  
横田委員

分かりました。

浅見会長

なかなか難しいところがちょっとあるようですが、それでは取りあえず質疑がもしこれ以上ないということであれば、今この形で出てきたことについて採決をするということになりますが、それでよろしいですか。今話を進めていこうとしている私がちょっとすっきりしない部分もあるのですが、そういうことですので、別として考えるということのようですので。

1 2 番  
横田委員

今言った別としてというのは、是正の〇〇〇—〇の部分と今回の申請のところは別問題ですよということですよ。それは別にして、では今まであった家と今回のを合わせたときのこの問題というのはどうしましょうみたいな感じになるのですか。

浅見会長

面積的なことを言うと、県のほうは、これはちょっと出ているけれども、しょうがないでしょうというような感じと受け取っていいのでしょうか。

事務局

家を建てる行為についてというのは事前に聞いていたのです。面積的なところというのは、この申請が来たのがたしか今月になって、いろいろ相談を受けていて、この辺の分筆でいいですかというふうに聞いていたやり取りとはちょっと違う。面積的なところと測量のところがちっと違っているので、取りあえずこれが来てすぐ、前から相談

していて、面積的にも確におっしゃるとおりだなというところで、県に急ぎ送ったのですけれども、今のところ県のほうから回答は来ていないと。書類として事前にチェックしている程度という言い方はあれですけれども、こちらに対して何かという話は来ていないです。

浅見会長

今県のほうからのあれが戻ってきていないということなので、それを待つということとはできないのかなという気はするのですが、どうなのですか。県のほうからの返事という言い方はおかしいな。県の意見を待つということとはできないのですか。これはもう出てきたものなので、この申請についてはここで判断するしかないのですかね。

12番  
横田委員

そんなに難しい話になる問題ではないと思うのです。不許可とか、そういうのではなくて、この自己用住宅で農業委員会としては行こうということであれば全然問題ないし、これは今までの住宅と足して敷地拡張にしてしまうと若干問題があるし、いずれ来る車庫の部分も含めるともっと大きい面積になるから、その時点になるとちょっと問題になるので、今回は農業委員として自己用住宅のみで行ってしまうかという感じですよ、承知しています。

浅見会長

この申請、このとおりの形でここで審議するのであれば、そんなに考えなくても……

12番  
横田委員

難しい話ではないのですけれども、今までの自宅があるからちょっと問題になってしまうだけで……

10番  
四方田委員

県から回答は来ていないようですけれども、それはそれで、あとは県のほうにお任せするでもいいかと思うのです。

浅見会長

いろいろ意見が出ました。それから、疑問点も出ました。なかなかすっきりしていない部分もあるかもしれませんが、この議案第2号、この形でこの場では受けて、この場で決めることについてはこの形で決めておいて、採決をしておいて、それで、さっきも出ましたが、許可相当だとしても、県のほうが違うよというか、この部分はというようなことになれば、それはそれでまた別の話になってくるので、この場では、今までの意見を参考にさせていただいて、皆さんにこれから採決をさせていただいて、許可相当でいいのか、あるいはそれではまずいということになるのか、そういう形の採決をするということによってよろしいでしょうか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

事務局もそれでいいですか。

それでは、いろいろ先ほどからご意見、あるいは質問等が出ましたけれども、それをそれぞれの方に参考にしていただいて採決をさせていただきたいと思います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。そのような形でよろしく願いいたします。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の3番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。東委員。

3番  
東委員

先ほどの場所から、町道が大分広くなりまして、〇〇〇〇方面のほうに50メートルぐらい行った左です。畑は、草もあまり生えていないし、道も広がって静かなところで、非常にいい環境のところですよ。書いてあるとおり、〇〇〇〇さんという工務店さんの宅地の分譲だそうです。ひとつ審議をよろしくお願いします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。もしなければ採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

|            |                                                                                                                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浅見会長       | <p>それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。</p>                                                                                                  |
| 出席委員       | (委員の挙手)                                                                                                                                                                                    |
| 浅見会長       | <p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。</p> <p>続いて、議案第4号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、1件を議題といたします。</p> <p>番号1について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。</p>    |
| 事務局        | (事務局朗読)                                                                                                                                                                                    |
| 浅見会長       | <p>申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断します。</p> <p>議案書と判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、地区担当の2番、野澤辰雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p> <p>野澤委員。</p>                                                                   |
| 2番<br>野澤委員 | <p>17日に井上さんと現地を確認してまいりました。場所は、三沢に〇〇〇〇というお寺があるのですが、これを見ると〇〇〇〇と書いてありますけれども、その下のほうになります。県道から約100メートルちょっと上がったあたりなのですが、写真を見ていただくと分かるとおり、杉とか雑木が大変生えております。とても農地とは思えませんので、審議のほうをよろしくをお願いいたします。</p> |
| 浅見会長       | <p>それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。</p>                                                                                                                              |
| 出席委員       | (なしの声あり)                                                                                                                                                                                   |
| 浅見会長       | <p>それでは、質疑がございませんので、採決をいたします。</p> <p>〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。</p>                                                                                            |

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について非農地と判断することに決定いたしました。

なお、議案第4号は、非農地と判断した土地所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することといたします。

以上で審議いただく議案は全て終了いたしました。ご協力いただきまして、ありがとうございました。